

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月10日
【会社名】	ニデック株式会社
【英訳名】	NIDEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者）岸田 光哉
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員 佐村 彰宣
【本店の所在の場所】	京都市南区久世殿城町338番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月21日に提出しました第50期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがあり、2024年5月24日に第50期の訂正内部統制報告書を提出しましたが、訂正内部統制報告書の「3．財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯」において形式的な不備が一部ありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を訂正するものであります。

2 【訂正事項】

3 訂正箇所

3 【訂正箇所】

3．財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

2024年3月期決算における最終確認の過程で、当社の連結子会社であるニデックドライブテクノロジーにおいて、連結決算手続における当社グループの連結子会社間取引を伴う売上高等の連結調整の一部について調整対象を誤認し、売上高が過大に計上されていることが判明しました。本件につき、会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人と事実確認及び影響額について協議を行い、その影響の重要性を鑑みて過年度の有価証券報告書等及び決算短信を訂正することといたしました。

当該訂正に至ったことは、当社グループの経理体制が適正な財務諸表を作成することに必ずしも十分ではなかったと言えることから、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。これを受けて、訂正の対象となる内部統制報告書の評価結果に関する事項を訂正するに至りました。

当該事実の判明が当連結会計年度の末日以降であったため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、2023年3月期の内部統制は有効と判断するに至り、訂正の対象となる内部統制報告書に記載することができませんでした。（以下、2024年5月24日に提出した内容から訂正した箇所は_____を付して表示いたします。）

また、当初の内部統制報告書における「2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」に記載の評価の範囲については、当該開示すべき重要な不備は評価の範囲内であり、適切であったと判断しています。基準日についても同様に適切であったと判断しています。しかしながら、評価手続については、当社グループの連結子会社間取引を伴う売上高等の連結調整仕訳において、一部形式的な評価にとどまり、深度ある評価ができていなかったために当該開示すべき重要な不備を把握することができず、訂正の対象となる内部統制報告書に記載することができなかったことから適切ではなかったものと判断しています。

なお、2024年5月24日に提出しました訂正内部統制報告書の「1．訂正の対象となる内部統制報告書の提出日」及び「2．訂正の理由」並びに「4．訂正箇所及び訂正の内容」以下に関する記載の訂正はありません。